

雇用開発促進地域における助成金について (19年度予算)

地域雇用開発助成金

【雇用開発奨励金】

雇用開発促進地域、その他の雇用開発が必要な地域において事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数(3人(創業事業主は2人)以上)及び設置・整備費用(300万円以上)に応じて一定額を支給

- ・30万円～1,250万円
- ・3年間(自発雇用創造地域にも該当する場合において一定要件を満たせば5年間)

(大規模雇用開発計画の認定を受けた事業主への特別助成)

事業所の設置(50億円以上)に伴い雇い入れた地域求職者の人数(100人以上)に応じて一定額を支給

- ・1億円～2億円 3年間

【中核人材活用奨励金】

雇用開発促進地域において雇用創出に結びつく新事業展開、経営の高度化、拡大等に資する中核的人材の受け入れ(地域求職者の雇い入れを伴うことが要件)に対して一定額を支給

- ・中核的人材 1人につき100万円(中小140万円)(上限:5人)
- ・自発雇用創造地域にも該当する地域における重点分野に係る特例 1人につき150万円(中小210万円)(上限:5人)

キャリア形成促進助成金

【地域雇用開発能力開発助成金】

雇用開発促進地域に所在する事業所の事業主であって、当該地域内の求職者を雇い入れた事業主が、年間職業能力開発計画に基づき、労働者に職業訓練を受けさせる場合に事業主が支払った賃金及び訓練経費について助成。

- ・助成率: 中小企業1／2、大企業1／3

地域雇用開発促進法の見直し

- 地域差を是正するため、雇用情勢が特に悪い地域と、雇用創造に向けた意欲が高い地域に支援を重点化

- ・ 現在の4つの地域類型を2つに再編

- ・ 雇用情勢が特に悪い地域 ← 事業主に対して助成金を支給
 - ・ 雇用創造に向けた意欲が高い地域 ← 地域の協議会(市町村、経済団体等で構成)に事業を委託(委託費を支給)

<現行>

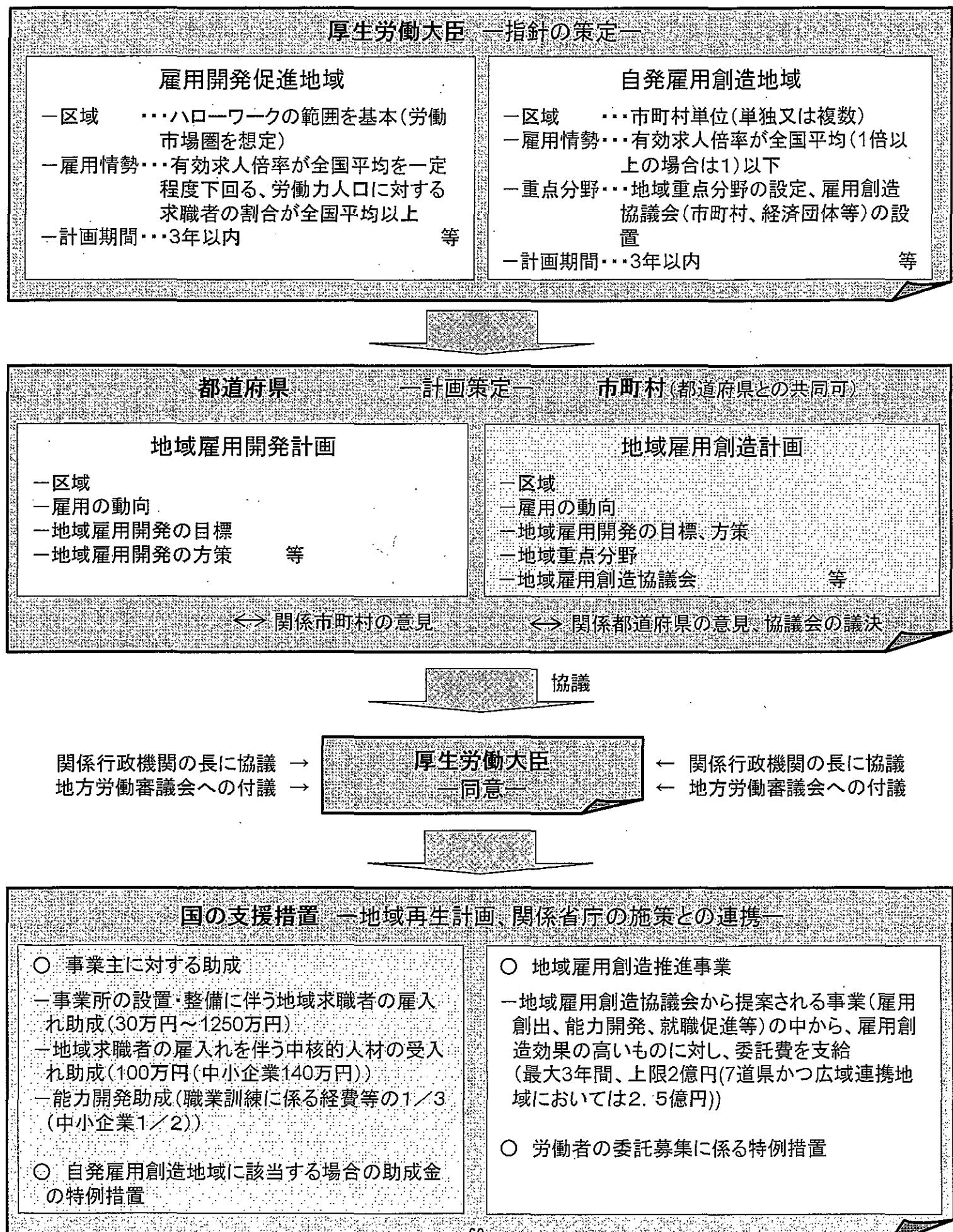
<p>雇用機会増大 促進地域 <small>(雇用情勢が厳しい地域)</small></p> <p>事業所の設置整備に 伴う雇入れ助成</p>	<p>求職活動援助地域 <small>(情報のミスマッチが 存在する地域)</small></p> <p>地元事業主団体への 委託事業</p>
<p>能力開発 就職促進地域 <small>(能力のミスマッチが 存在する地域)</small></p> <p>能力開発助成</p>	<p>高度技能活用 雇用安定地域 <small>(高度技能労働者を雇用する 事業所が集積する地域)</small></p> <p>高度技能労働者の 受け入れ助成</p>



<改正後>

<p>雇用情勢が特に悪い地域 (雇用開発促進地域)</p> <p>都道府県が地域雇用開発計画を 策定、国が同意</p>	<p>雇用創造に向けた意欲が高い地域 (自発雇用創造地域)</p> <ul style="list-style-type: none">・該当地域の市町村が都道府県 に協議した上で地域雇用創造計 画を策定、国が同意・都道府県の参加も可
<p>支援措置</p> <ul style="list-style-type: none">○事業主に対し助成金を支給・事業所の設置整備に伴う雇入れ 助成・中核的人材の受け入れ助成・能力開発助成○自発雇用創造地域にも該当する 地域に助成金の特例措置	<p>支援措置</p> <ul style="list-style-type: none">○地域の協議会が提案する以下 の事業のうち、特に優れたものに 対し委託費を支給。(最大3年間)・雇用創出、能力開発、就職促進等○地域の雇用再生プログラムへの 位置付け等関係省庁の施策との 連携を図る。

改正地域雇用開発促進法のスキーム(案)

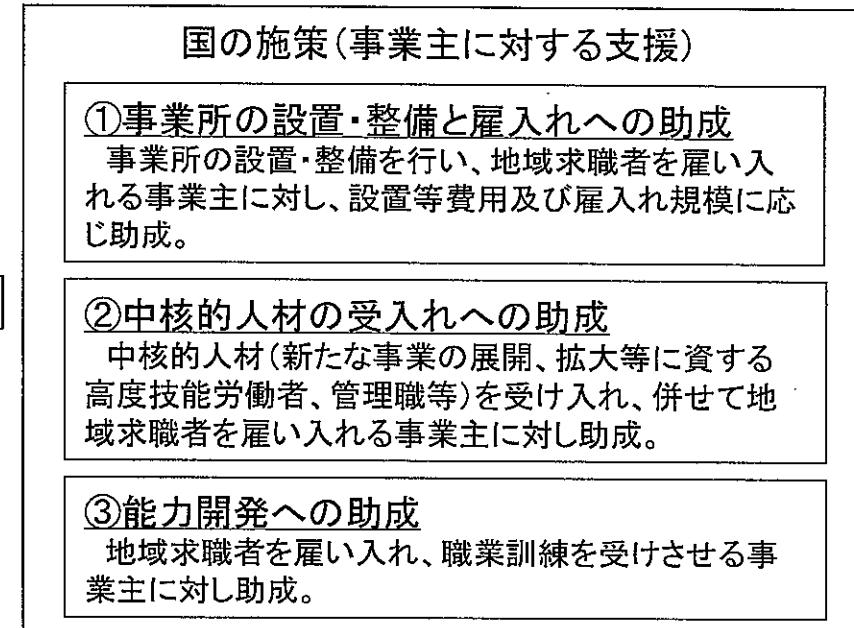
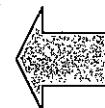
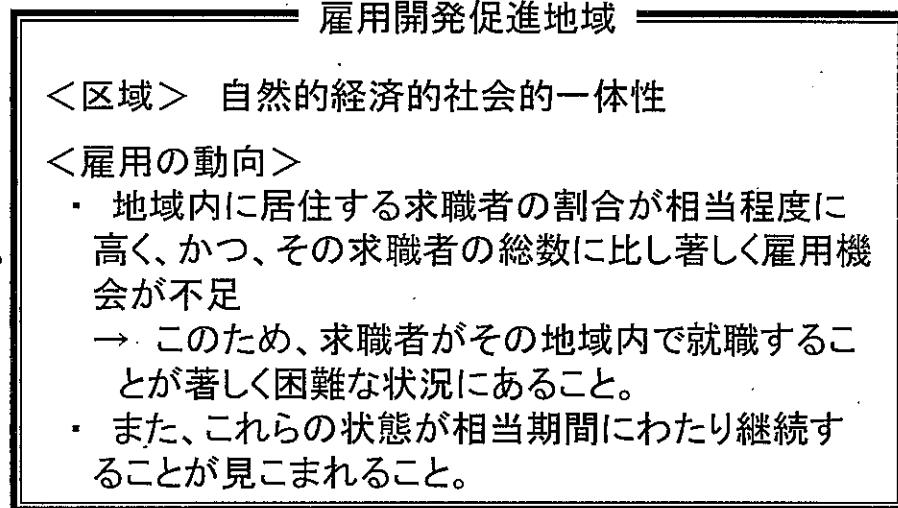


新制度における地域要件と支援措置について(案)

(1)雇用開発促進地域

都道府県の施策

↓



＜地域要件＞

- 地域設定は、労働市場圏としてのまとまりごとに雇用情勢を判断する観点から、ハローワークの範囲を基本としてはどうか。
- 地域内の求職者数に関する基準として、最近3年間の労働力人口に対する求職者数の割合が全国平均(※1)以上であることとしてはどうか。
- 雇用情勢に関する基準として、最近3年間及び1年間のハローワークにおける一般又は常用有効求人倍率が全国平均の3分の2(※2)以下であることとしてはどうか。

※1 雇用情勢が大変厳しい地域(有効求人倍率0.5以下)の場合は、全国平均の3分の2

※2 3分の2の値が1以上の時は、1

(2)自発雇用創造地域

市町村・都道府県の施策

71

自発雇用創造地域

<区域> 市町村の区域

<雇用の動向>

- ・ 地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、求職者の地域内における就職が困難な状況にあること。
- ・ また、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること。

<地域の自主的取組>

- ・ 市町村、事業主団体等の関係者が、地域の特性を生かして重点的に雇用創出を図る分野(地域重点分野)及びその分野における雇用創出の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、
- ・ 市町村が雇用創出に資する措置を講じ、又は講ずることとしていること。

各省庁の施策



<地域要件>

- 地域設定は、市町村単位(複数市町村、県の参加も可)。
- 雇用情勢に関する基準として、最近3年間及び1年間のハローワークにおける一般又は常用有効求人倍率が全国平均(全国平均が1倍以上であれば1)以下であることとしてはどうか。
- 地域の自主性については、協議会の設置及び地域重点分野に係る施策を現に実施している(又は実施することが明確)かどうかにより判断。

事業の提案

選抜、委託

国の施策

地域雇用創造推進事業

市町村、事業主団体等から構成される協議会から提案された事業(能力開発、就職促進等)の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に委託する。

※ 1地域1年度当たり上限2億円(7道県かつ広域連携地域においては2.5億円)
事業実施期間の上限3年間
35地域で実施予定

事業主の委託を受けて行う労働者の募集の特例

雇用開発奨励金の支給額

設置・整備に 要した費用 (以上～未満) (万円)	対象労働者的人数(人)										
	3～4 (2～) ※	5～9	10～ 14	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 39	40～ 49	50～	100～	200～
300～1,000	30	50	100	150	200						
1,000～2,000	45	75	150	225	300						
2,000～5,000	60	100	200	300	400	500					
5,000～	75	125	250	375	500	625	750	1,000	1,250		
500,000～										10,000	20,000

上記金額を年1回、原則3年間支給。

※ 創業の場合には、1回目の支給に限り雇い入れ人数が2人でも可。

※※ [] は、雇用開発促進地域における大規模なモデル事業として
雇用開発計画を策定し厚生労働大臣の認定を受けた事業主が対象。

地域雇用創造推進事業の概要

自発雇用創造地域において、地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、雇用創造に自発的に取り組む協議会が提案した雇用対策にかかる事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に対しその事業を委託する。

19年度予定額 16.7億円

事業内容

事業構想は地域の意欲と創意工夫により策定・提案されるものであり、以下のメニューはあくまでも例示

雇用創出メニュー

- ・ 中核的・専門的人材の誘致活動
- ・ 創業や雇用拡大等に伴う労務管理についての研修・相談
- ・ 専門家等によるセミナー

能力開発メニュー

- ・ 地域内・外の講師による研修
- ・ 職場体験講習
- ・ 国内外派遣による中核的・専門的人材の育成

就職促進メニュー

- ・ 求人情報の収集
- ・ 研修や就職に資する情報の提供
- ・ 求職者等への相談の実施

事業規模

- ・ 委託額は1地域あたり2億円(7道県かつ広域連携地域においては2.5億円)を上限、同一地域における事業期間は3年を上限
- ・ 年間35地域程度を選定

実施スキーム

厚生労働省

第3者委員会

都道府県労働局

③委託 ①提案

協議会等
(自発雇用創造地域)

市町村
※複数市町村や
都道府県の参加
も可

地域の経済団体

④実施
その他の地域関
係者

外部有識者等